

簡易水道事業の上水道事業への統合に伴う

水道料金及び維持管理体制について

本市では、平成 22 年 3 月に簡易水道事業統合計画を立案し、ほとんどの簡易水道事業を上水道事業へ統合する計画とし、事業統合の準備を進めてきました。

統合する平成 29 年 4 月からは、今まで市長部局で行っていた簡易水道事業の維持管理業務や施設整備事業などの業務を水道局で実施することになります。このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業統合

本市の簡易水道事業統合計画に基づく簡易水道事業などは平成 29 年 4 月から全て上水道となります。(図 1 鳥取市簡易水道事業 水道地図)

2 水道料金

現在の簡易水道地域の水道料金は統合後 3 年経過後に上水道料金に統一する予定です。

基本料金(1か月分/税抜き)		
口径	上水道	簡易水道地域
13 mm	460 円	950 円
20 mm	1,250 円	
25 mm	2,120 円	1,480 円
30 mm		
40 mm	6,500 円	3,800 円
50 mm	11,200 円	5,950 円
75 mm	30,400 円	13,390 円

従量料金(1か月分/税抜き)		
使用水量	上水道	簡易水道地域
0 m ³ ~10 m ³	46 円	72 円
11 m ³ ~20 m ³	100 円	
21 m ³ ~30 m ³	134 円	83 円
31 m ³ ~40 m ³		
41 m ³ ~50 m ³	161 円	99 円
51 m ³ ~200 m ³		
200 m ³ ~	200 円	

※ 1 か月 20 m³使用した場合の料金比較(メーター口径 13 mm)

上水道 : 1,920 円(税込 2,073 円) 簡易水道地域 : 2,390 円(税込 2,581 円)

- ・現在の地元管理簡易水道(鳥取地域・国府地域・用瀬地域・佐治地域の内、22 事業)の料金は市管理に移行後、他の簡易水道地域と同様になります。
- ・上水道料金は次年度以降の料金改定について水道事業審議会において審議中。

3 維持管理体制（担当窓口など）

- ・水道料金支払窓口

水道料金の支払いは、口座振替制と窓口納付制があります。窓口納付の場合は、市内金融機関の窓口のほか、コンビニエンスストアでも支払いができます。

また、各総合支所の窓口でも従来どおり水道料金の支払いができます。

- ・水道施設の維持管理、水道の使用開始や使用中止などの担当窓口

鳥取地域、国府地域、福部地域……水道局国安庁舎

河原地域、用瀬地域、佐治地域……(仮称)水道局南地域営業所(河原町総合支所内)

気高地域、鹿野地域、青谷地域……(仮称)水道局西地域営業所(青谷町総合支所内)

(担当窓口以外でも全ての地域の受付が可能)

4 広 報

- ・統合後の水道料金や担当窓口などを、市報、水道局だより、総合支所だより、ホームページでお知らせします。

- ・地元管理簡易水道については個別に説明会を開催します。

- ・上水道事業に統合する簡易水道使用者に対して、「水道料金の支払方法などについてのお知らせ」を平成 28 年度内に郵送する予定です。